

参考資料

地域における交通手段確保対策に関する実態調査

平成19年11月26日  
中国四国管区行政評価局

# 1 地域公共交通会議の計画的な設置の推進

## (1) 地域公共交通の種別

地域公共交通とは、地域住民が、自宅から最寄り駅や病院、商店までといった、日常生活圏域内を移動する際に、誰でも利用することができる自動車を用いた乗合旅客輸送をいい、道路運送法上の分類等は下表のとおりである。

道路運送法上の分類	運行の態様	種 別 例	備 考
第4条許可 (一般乗合旅客自動車 運送事業)	・ 路線定期運行	路線バス、コミュニティバス、 乗合タクシー	・ 営業ナンバー（緑） ・ 一般乗合旅客自動車運送 事業者が運行
	・ 路線不定期運行	コミュニティバス、デマンド 型バス、デマンド型乗合タク シー	
	・ 区域運行	デマンド型乗合タクシー	
第79条登録 (自家用有償旅客運送)	・ 市町村運営有償運送 (交通空白輸送)		・ 自家用ナンバー（白） ・ 市町村が運行
	・ 市町村運営有償運送 (市町村福祉輸送)		
	・ 過疎地有償運送		・ 自家用ナンバー（白） ・ NPO法人等が運行
	・ 福祉有償運送		

(注) 中国運輸局の作成した「地域のニーズに応じた効率的な乗合旅客輸送サービス導入・促進マニュアル」における「地域公共交通の種別例」に基づき作成。

## (2) 中国地方における乗合タクシー等の運行状況

(平成19年9月30日現在)

県別	乗合タクシー		コミュニティバス	自家用有償旅客運送			
				市町村運営		NPO法人等運営	
	うち デマンド型	福祉		過疎地	福祉	過疎地	
広島県	50	37	10	6	5	9	0
鳥取県	2	1	3	3	9	18	2
島根県	19	2	2	5	18	5	0
岡山県	21	7	10	5	14	57	2
山口県	21	5	6	6	9	2	0
合計	113	52	31	25	55	91	4
				80		95	
〔平成16年4月 1日現在〕	38	—	26	141		—	

(注) 1 中国運輸局資料に基づき作成。

2 表中の数字は許可件数であり、市町村によっては複数の許可等がなされているものもあるため、それぞれの運行市町村数とは一致しない。

### (3) 地域公共交通会議(道路運送法施行規則第9条の2ほか)

**目的** 地域の需要に即した乗合運送サービスの必要性並びにこれらを行う場合における輸送の安全性及び旅客の利便の確保に係る措置、その他輸送サービスを実施するに当たり必要となる事項を協議

**主宰** 一若しくは複数市町村又は都道府県

**構成員** 主 主宰自治体 主 運輸局(支局) 主 住民又は旅客 主 バス等関係事業者 主 バス協会等代表者  
主 バス等関係事業の運転者が組織する団体  
(必要に応じて 主 道路管理者 主 県警 主 学識経験者 主 その他必要と認められた者)

**設置** 地方公共団体の自主的な判断により設置。実際の設置に当たっては、地域の関係者の話し合いによって、具体的な設置要綱等を作成



市町村が自家用有償旅客運送を行う場合は、地域公共交通会議における合意が得られていることが道路運送法第79条の登録(新規・更新)を受けるための要件

## (4) 中国地方における地域公共交通会議の設置状況

(平成19年9月30日現在)

県 別	設置済み	未設置	計	備考 (設置済み市町村等)
広島県	2	21	23	東広島市、庄原市
鳥取県	6	13	19	米子市、智頭町、伯耆町、日野町、大山町、日南町 (更に2市町が年度内設置予定)
島根県	11	10	21	松江市、益田市、大田市、雲南市、安来市、浜田市、出雲市、川本町、吉賀町、邑南町、飯南町
岡山県	10	17	27	総社市、津山市、井原市、真庭市、新見市、高梁市、備前市、赤磐市、鏡野町、和気町 (更に4市町が年度内設置予定)
山口県	7	15	22	萩市、周南市、岩国市、長門市、下関市、周防大島町、秋芳町 (更に3市町が年度内設置予定)
合 計	36	76	112	(更に9市町が年度内設置予定)

(注) 中国運輸局資料に基づき作成。

## 2 運営協議会の設置の促進及び運営の適正化等

### (1) 運営協議会(道路運送法施行規則第51条の8ほか)

**目的** 福祉有償運送等の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議

**主宰** 一若しくは複数市町村又は都道府県

**構成員** 主 主 宰 自治体 運輸局(支局) 住民又は旅客 バス等関係事業者 バス協会等代表者  
・バス等関係事業の運転者が組織する団体 ・運営協議会を主宰する市町村長の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っているNPO法人等  
(必要に応じて 学識経験者 その他必要と認められた者)

**設置** 地方公共団体の自主的な判断により設置。実際の設置に当たっては、地域の関係者の話し合いによって、具体的な設置要綱等を作成



NPO法人等が自家用有償旅客運送の登録を行う場合は、運営協議会における合意が得られていることが道路運送法第79条の登録(新規・更新)を受けるための要件

## (2) 中国地方における運営協議会の設置状況

(平成19年9月30日現在)

県 別	設置済み	未設置	計	備考（設置済み市町村等）
広島県	6	17	23	東広島市、呉市、広島市、熊野町、三原市、竹原市
鳥取県	14	5	19	米子市、八頭町、三朝町、西部圏域(1市6町1村)、鳥取市、湯梨浜町、倉吉市
島根県	6	15	21	島根町、安来市、三隅町、雲南市、大東町、浜田市
岡山県	27	0	27	岡山県が全市町村をカバーする形で旧地方振興局単位ですべて設置済み
山口県	2	20	22	下関市、光市
合 計	55	57	112	

(注) 中国運輸局資料に基づき作成。

### (3) 運営協議会の設置・運営に係る事例一覧表

- ① 道路運送法改正前から有償での移送サービスを実施していたNPO法人では、法改正後は登録が必要となることから地域の移送ニーズに応じるため、登録を受けて、自家用有償旅客運送を実施したいと考え、市に対して運営協議会の設置を要望したが、同市において同協議会が設置されていないため自家用有償旅客運送を実施できないもの(2市)
- ② 運営協議会が設置されていないため、同協議会での承認が得られず登録もできない状況にあることから、法改正後も地域の移送ニーズに応えるために有償移送サービスをやむなく継続せざるを得ず、無登録のままで自家用有償旅客運送を実施しているもの(2市)
- ③ 運営協議会を設置している自治体に対して、NPO法人から同協議会の開催要望があるにもかかわらず、同協議会を開催していないものがある。このため、NPO法人では、運転手の増員や利用会員の見直しができず、近隣の障害者等からの移送の要望を断るなど運送に支障を来すとしているもの(1市)
- ④ 運営協議会に自家用有償旅客運送の利用者からの苦情等に対応するための連絡窓口が設置されていないもの(5市、1町)、また、連絡窓口は設置されているがその周知が不十分なもの(1県、1市)



### 3 自家用有償旅客運送の運行の適正化

#### (1) 遵守事項

遵守事項	根拠条項	遵守事項の内容
運送の対価	法施行規則第51条の15	旅客の運送に要する燃料費等の費用を勘案して実費の範囲内であるとともに、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して(タクシーの上限運賃額の概ね二分の一)、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。
運転者	同規則第51条の16	原則は、第二種運転免許保有者。 第一種運転免許保有者については、①国土交通大臣が認定する講習を修了していること、又は②前記①の要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていることの①又は②のいずれかを備えること。
運行管理者	同規則第51条の17	事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。
安全な運転のための確認	同規則第51条の18第1項	運送者は、乗務しようとする運転者に対して、対面により疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
乗務記録	同規則第51条の18第2項	運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、運転者氏名、乗務した自動車の登録番号、乗務の開始及び終了の地点等を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
運転者台帳	同規則第51条の19第1項	運送者は、運転者ごとに、作成番号、作成日、運転者氏名、住所等を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。
運転者証	同規則第51条の19第3項	運送者は、運転者を乗務させるときは、作成番号、作成日、運転者氏名等を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように車内のダッシュボード付近に掲示するか、必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書(IDカードを含む。)を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。
車両の表示等	同規則第51条の23	一辺5cm以上の大きさの文字で、①運送者の名称、②「有償運送車両」の文字及び③登録番号を車両の両側面に横書きとすること。

## (2) 自家用有償旅客運送の運行に係る事例一覧表

① あらかじめ設定した料金と異なる料金を収受しているものや運営費に充てるためとして運送に応じた利用料金とは別に管理料の名目で年会費又は月会費を徴収している等、料金適用が不適切なもの(3運送者)

② 乗務時に車内に表示することとされている運転者証が車内に表示されていないものや車両の両側面に表示することとされている「運送者の名称」、「登録番号」等の表示が不十分なもの(15運送者)

③ 乗務前に、運転者が安全運転できるかどうかを、疾病、疲労、飲酒等の状況により確認する「安全運転のための確認」が適切に行われていないものや乗務記録(運転者氏名、乗務した自動車の登録番号、収受した利用料金)の記録が不十分なもの(12運送者)

④ 自家用有償旅客運送に係る運転者の資格要件(①道路交通法に規定する第二種運転免許を受けている者、又は②同法に規定する第一種運転免許を受けている者で、国土交通大臣が認定する講習(以下「大臣認定講習」という。)を修了している者等)のうち、②については、大臣認定講習を実施できる機関が広島県内にはないため、広島県内の運送者等からは、「大臣認定講習を受けるために東京まで行ったが、経費と時間の負担が大変であるので県内で開催される講習を増やしてほしい。」、「大臣認定講習実施機関が県内で開催する講習の情報等を運輸局等で提供してほしい。」等の要望が多く聞かれ、運転者の資格要件を満たせないで困っているとするもの(9運送者)